

AEO制度の認定通関業者に認定

～ 国際物流機能の充実を図る ～

センコー株式会社(以下、センコー)は、2013年1月17日付で東京税関からAEO制度で定められた認定通関業者の認定を受け、1月23日に東京税関において認定書の交付を受けました。

センコーは、国際物流事業拡大への取り組みの1つとして、通関業務に関する体制の強化、適正かつ迅速な通関手続きへの取り組みを進めるとともに、AEO制度の認定を受けるための準備を行ってきました。

今回の認定を受け、センコーは税関手続の簡素化・迅速化や入港前申告制度などAEO制度のメリットを活用し、お客様の貿易に係るリードタイムを短縮するなど、国際物流サービスを充実させます。

なお、AEO制度で認定された営業所は、通関業務を行っている東京、横浜、四日市、大阪、神戸、水島、日向の7営業所です。

また、1月23日には認定書の交付式が行われ、東京税関の塚越保祐税関長からセンコーの福田泰久社長にAEO制度の認定書が手渡されました。

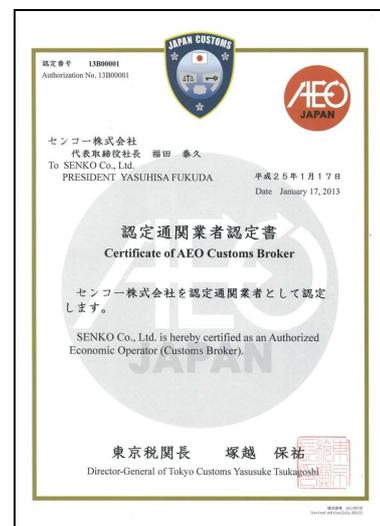
※AEO制度とは

AEO(Authorized Economic Operator)制度は、日本の国際競争力を強化するため、税関長の認定を受けた事業者に対して税関手続を簡素化・迅速化することにより、物流円滑化を推進する制度です。AEO制度の認定を受けるには、貨物のセキュリティ管理とコンプライアンス(法令遵守)の体制が整備されているなど、税関の定める要件を満たす必要があります。

また、AEO制度は既に多くの国で取り入れられており、日本とAEO制度の相互承認の取り決めがなされている国については、双方の国で通関手続きが簡素化され、国際間輸送において、より迅速な物流が可能になります。



東京税関で行われた認定書交付式の様子
左:福田社長 右:塚越税関長



認定通関業者認定書